

# 感染症対応について

3版：令和6年10月1日

2版：令和6年4月1日

初版：令和5年5月8日

四国医療専門学校

教務部

学務部

保健管理センター

【学生用：体調不良等における対応について】

熱や咳などの風邪症状が出ている場合

担任又は学科長等へ連絡

かかりつけ医、近隣の医療機関受診

医療機関等の受診がない場合、出席停止が認められない場合がある。

検査対象とならなかった場合 \* 3

検査の必要がある場合

PCR検査又は抗原検査

インフル等の検査

感染が認められない場合（陰性） \* 3

感染が認められた場合（陽性） \* 1 \* 2  
学校保健安全法第19条にて出席停止

担任又は学科長等へ連絡、及び受診結果の報告（ \* 1、 \* 2、 \* 3 ）

\* 3 検査の対象とならなかった場合又はPCR又は抗原検査等で陰性が確認され、感染性の疾患でないと診断された場合は、診断された翌日以降の休みは「欠席」と扱う。尚、病院受診の領収書等を提出により、受診日までは出席停止（学校保健安全法第19条にて）の扱いとなる。

\* 発熱時は出席停止とし、解熱後24時間は自宅待機とする（公休）。

「体調不良連絡フォーム」に必要事項を入力

次回登校時に、「欠席届」と医療機関を受診したときの領収書等を担任に渡す。

\* 2 感染性の疾患と診断された場合は医師の指示に従う。又は、学校保健安全法第18条・第19条に従う。

「体調不良連絡フォーム」に必要事項を入力

療養解除後、登校時に医療機関において発行されたもの（病院受診領収書等受診がわかるもの）を添付し、担任へ提出

\* 1 感染者の療養期間（学校保健安全法第18条・第19条にて出席停止）

発症から5日間かつ症状軽快\*後1日の経過するまで、登校を控えてください。

（\* 症状軽快とは、解熱剤を使用せず解熱し、呼吸症状が改善傾向である場合。無症状の場合は5日を経過するまで）

ただし、この場合でも、10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方との接触、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、不織布マスクの着用を推奨すること。

（入院の場合は、発症から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合に11日目から登校も可能とする。）

「体調不良連絡フォーム」に必要事項を入力

療養解除後、登校時に医療機関において発行されたもの（病院受診領収書等受診がわかるもの）を添付し、担任へ提出